

ID: 1634

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	店舗集団化計画の認定		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第2項		
法令番号	昭和48年法律第101号		
【基準】 法第4条第2項及び政令第3条の規定による。 (高度化事業計画の認定等) 第4条 2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業(当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。))について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 (店舗集団化計画の認定の基準) 第3条 法第4条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会(次号及び第5号において「事業協同組合等」という。)の組合員又は所属員の数を経済産業省令で定める数以上であること。 (2) 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。 (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。 (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。 (5) 当該事業協同組合等のすべての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日